



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*68 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則
(行政経営改革室)

○ 告示

1077 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

1078 " (")

1079 生活保護法による医療機関の指定
(")

1080 " (")

1081 " (")

1082 生活保護法による介護機関の指定
(")

1083 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関
の指定 (障害福祉課)

1084 " (")

1085 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関
の変更 (")

1086 熊野古道中辺路サイン整備委託業務に係る一般競
争入札に参加する者に必要な資格等 (観光振興課)

1087 熊野古道大辺路サイン整備委託業務に係る一般競
争入札に参加する者に必要な資格等 (")

1088 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新
(果樹園芸課)

1089 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防
するための検査の実施 (畜産課)

1090 新道路の供用開始 (道路保全課)

1091 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 警察本部告示

6 一般競争入札による落札者の決定

○ 公告

入札公告 (観光振興課)

" (")

入札参加資格審査に係る申請の受付 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第68号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)
の一部を次のように改正する。

第112条各号列記以外の部分中「推進」を「推進等」に
改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加
える。

(5) 青少年活動センターの管理に関すること。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1077号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ
り指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第
55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東歯 25-5	熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足307	平成 7.4.1

和歌山県告示第1078号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ
り指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第
55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新歯 43-21	熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足320	平成 17.9.30

和歌山県告示第1079号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ
り医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ
き、次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

新歯 43-21	熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足320	平成 7.4.1
-------------	----------	--------------	-------------

和歌山県告示第1080号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯 44-21	熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足320	平成 17.10.1

和歌山県告示第1081号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定

においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 52-21	かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘13-1 朝日ヶ丘センタービル103号	平成 21.9.1

和歌山県告示第1082号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
三木順子	海南市日方1289-27-601	みき薬局	海南市日方1290-66	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 21.8.4
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター白浜	田辺市新庄町田鶴1822-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 21.7.1
株式会社日進月歩	有田市宮原町須谷487-3	ホームヘルプサービスみやらは	有田市宮原町須谷487-3	訪問介護 ----- 介護予防訪問介護	平成 21.8.1 平成 21.8.21
社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	ホームヘルプサービス虹	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	介護予防訪問介護	平成 21.7.1
社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	デイサービスセンター虹	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	介護予防通所介護	平成 21.7.1

和歌山県告示第1083号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘13-1 朝日ヶ丘センタービル103号	—	赤崎智章	平成 21.9.1

和歌山県告示第1084号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘13-1 朝日ヶ丘センタービル103号	赤崎智章	平成21.9.1

和歌山県告示第1085号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

規定に基づき公示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
生馬クリニック	和歌山市黒田1丁目1番10号 クリニックビル上林2F	医療機関の所在地	和歌山市黒田84-11 クリニックビル上林2F	和歌山市黒田1丁目1番10号 クリニックビル上林2F	平成21.8.22

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
保険調剤薬局コーワ	和歌山市黒田1丁目4番1号	医療機関の所在地	和歌山市太田418-8	和歌山市黒田1丁目4番1号	平成21.8.22

和歌山県告示第1086号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、熊野古道中辺路（大雲取越・小雲取越）サイン整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

熊野古道中辺路（大雲取越・小雲取越）サイン整備委託業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成22年3月25日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受付日及び入札執行日の両日において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（昭和62年

12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (9) 和歌山県内に住所、本店又は支店を有する者であること。

- (10) 平成11年度以降に元請として、地方公共団体又は国(公団を含む。)と同種の整備業務を施工した実績を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 同種の整備業務の施工実績を証明できる書類
 - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - サ 組織概要図
 - シ 申告書
- (2) (1) のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成21年9月18日(金)時点で既に和歌山県が行う一般競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な一般競争入札等登録参加通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、クからコまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年9月24日(木)から同年10月2日(金)までの間に和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年9月24日(木)

- から同年10月5日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2777
ファクシミリ番号 073-432-8313
- 6 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知
資格審査の結果は、郵送により平成21年10月13日(火)までに通知する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成21年10月15日(木)午後5時までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成21年10月20日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 - (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1087号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、熊野古道大辺路(富田坂・仏坂・長井坂)サイン整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
- (1) 業務の名称
熊野古道大辺路(富田坂・仏坂・長井坂)サイン整備委託業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から平成22年3月25日(木)まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
- この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受付日及び入札執行日の両日において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であ

<p>ること。</p> <p>(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。</p> <p>(4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。</p> <p>(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>(8) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。</p> <p>(9) 和歌山県内に住所、本店又は支店を有する者であること。</p> <p>(10) 平成11年度以降に元請として、地方公共団体又は国(公団を含む。)と同種の整備業務を施工した実績を有する者であること。</p> <p>3 資格審査申請書類及びその配布方法等</p> <p>(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>ア 競争入札参加資格審査申請書</p> <p>イ 営業概要書</p> <p>ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)</p> <p>カ 使用印鑑届</p> <p>キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税</p>	<p>証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税</p> <p>(イ) 和歌山県が課する県税全税目</p> <p>(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)</p> <p>ク 誓約書</p> <p>ケ 同種の整備業務の施工実績を証明できる書類</p> <p>コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)</p> <p>サ 組織概要図</p> <p>シ 申告書</p> <p>(2) (1)のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成21年9月18日(金)時点で既に和歌山県が行う一般競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な一般競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1)のア、イ、カ、クからコまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年9月24日(木)から同年10月2日(金)までの間に和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所</p> <p>3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所</p> <p>和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課 和歌山市小松原通一丁目1番地 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2777 ファクシミリ番号 073-432-8313</p> <p>6 申請書類に使用する言語</p> <p>申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>7 資格審査の結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、郵送により平成21年10月13日(火)までに通知する。</p> <p>8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p>(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本</p>
---	--

県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 (2) (1)の説明は、平成21年10月15日(木)午後5時までに書面により求めるものとする。
 (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 (4)説明に対する回答については、平成21年10月20日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1088号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第748号	魚かす粉末	魚粕粉末	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当なし	山本茂夫 和歌山県有田郡有田川町小川566番地	平成27.9.10

和歌山県告示第1089号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 実施の目的
ヨーネ病の発生予防のため
- 実施する区域
紀南家畜保健衛生所の管轄区域
- 実施の対象とする家畜の種類及び範囲
牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。)
- 実施の期日
平成21年10月1日から平成22年3月31日まで
- 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法

和歌山県告示第1090号

平成19年和歌山県告示第1191号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市六十谷字有高219番1地先から同市六十谷字有高215番1地先までの延長64.20メートルについては、平成21年9月18日から供用を開始する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1091号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3059	紀の川市打田字染池1103番12の一部、1181番の一部、1182番の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成21.9.9	6.00	31.82

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年9月18日

和歌山県警察本部長 永松健次

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 落札者を決定した日
平成21年8月13日
- 落札者の氏名及び住所
富士通リース・富士通コンソーシアム
(代表者)
富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

(構成員)

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

5 落札金額

158,550,000円(うち消費税及び地方消費税の額7,550,000円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成21年7月3日

公 告

入 札 公 告

熊野古道中辺路(大雲取越・小雲取越)サイン整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成21年度観振第1号

(2) 委託業務の名称

熊野古道中辺路(大雲取越・小雲取越)サイン整備委託業務

(3) 委託業務概要

熊野古道沿いに設置されている歩く人のためのサイン(誘導板、解説板等)の製作、設置及び撤去

(4) 委託業務の仕様等

平成21年度熊野古道中辺路(大雲取越・小雲取越)サイン整備委託業務設計図書及び特記仕様書による。

(5) 委託業務の場所

熊野古道中辺路大雲取越・小雲取越(和歌山県新宮市熊野川町大山～和歌山県田辺市本宮町請川)

(6) 契約期間

契約締結日から平成22年3月25日(木)まで

(7) 予定価格

7,595,700円(消費税及び地方消費税を含む。)

(8) 業務形態

単体企業

(9) 支払条件

前金払 有

部分払 有

契約変更 有

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第1086号に規定する熊野古道中辺

路(大雲取越・小雲取越)サイン整備委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

電話番号 073-441-2777

ファクシミリ番号 073-432-8313

(2) 期間

平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 設計図書の閲覧及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 設計図書の閲覧及び入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により閲覧する設計図書又は交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成21年10月2日(金)午後5時までに和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

(3) (2)の質問に対する回答は、受付期間終了後から開札日までの間で、原則として3日間の期間を設定し、和歌山県のホームページに掲載するものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階402会議室

イ 入札日時

平成21年10月22日(木)午後1時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課（以下「観光振興課」という。）の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない観光振興課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2777

ファクシミリ番号 073-432-8313

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

熊野古道大辺路（富田坂・仏坂・長井坂）サイン整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成21年度観振第2号

(2) 委託業務の名称

熊野古道大辺路（富田坂・仏坂・長井坂）サイン整備委託業務

(3) 委託業務概要

熊野古道沿いに設置されている歩く人のためのサイン（誘導板、解説板等）の製作、設置及び撤去

(4) 委託業務の仕様等

平成21年度熊野古道大辺路（富田坂・仏坂・長井坂）サイン整備委託業務設計図書及び特記仕様書による。

(5) 委託業務の場所

熊野古道大辺路（和歌山県西牟婁郡白浜町富田～西牟婁郡すさみ町見老津）

(6) 契約期間

契約締結日から平成22年3月25日（木）まで

(7) 予定価格

10,885,350円（消費税及び地方消費税を含む。）

<p>(8) 業務形態 単体企業</p> <p>(9) 支払条件 前金払 有 部分払 有 契約変更 有</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成21年和歌山県告示第1087号に規定する熊野古道大辺路(富田坂・仏坂・長井坂)サイン整備委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課 電話番号 073-441-2777 ファクシミリ番号 073-432-8313</p> <p>(2) 期間 平成21年9月24日(木)から同年10月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで</p> <p>4 設計図書の閲覧及び入札説明書を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 設計図書の閲覧及び入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により閲覧する設計図書又は交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成21年10月2日(金)午後5時までに和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>(3) (2)の質問に対する回答は、受付期間終了後から開札日までの間で、原則として3日間の期間を設定し、和歌山県のホームページに掲載するものとする。</p> <p>5 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 4階402会議室</p> <p>イ 入札日時 平成21年10月22日(木)午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時</p>	<p>イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課(以下「観光振興課」という。)の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予</p>
--	--

定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない観光振興課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書の要否 要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2777
ファクシミリ番号 073-432-8313
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成21年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

(1) 第2年次新規受付分

平成21年1月1日を基準日とする入札参加資格について、平成22年1月1日から平成23年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

(2) 業務種目変更受付分

平成21年1月1日及び同年3月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するため

の資格審査

2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成21年10月1日（木）から同月30日（金）までとする。

5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格を有すると認めるときから平成23年12月31日までとする。

9 競争入札等の公示

参加資格要綱に係る契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

和歌山県出納局総務事務集中課物品班
郵便番号 640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2292

10 問い合わせ先

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	総務部総務管理局管財課
	2 建築物空気環境測定	
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	
	4 建築物ねずみ昆虫等防除	
	5 シロアリ駆除	
	6 浄化槽保守	
	7 有線通信設備保守	
	8 電気設備等の運転・監視	
	9 中央監視設備等保守	
	10 電気設備等保守	
	11 給排水・換気設備等保守	
	12 冷暖房設備等保守 (ボイラー式の場合は「13」による。)	
	13 ボイラーの運転・清掃・保守	
	14 危険物施設保守	
	15 消防設備保守	
	16 昇降機等保守	
	17 建築物等の点検	
	18 無線通信設備保守	
	19 放送、時計設備等保守	
	20 その他建築物保守管理	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	総務部総務管理局管財課
	2 樹木管理・芝生管理 (剪定・殺虫消毒を含む。)	
3 警備	1 建物警備	総務部総務管理局管財課
	2 機械警備	
	3 その他警備	
4 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)	総務部総務管理局管財課
	2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)	
5 情報処理	1 システム分析・開発	企画部企画政策局情報政策課
	2 システム運用・保守	
	3 インターネットコンテンツ作成・運用	
	4 データ処理	
	5 ハードウェア保守	
	6 コンピュータ研修	
6 特殊設備保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 工業用水道設備保守管理	出納局総務事務集中課
	2 空港設備保守管理(消防)	
	3 交通安全施設保守点検	
	4 交通安全施設管理	
	5 船舶等保守管理	
	6 その他設備保守管理	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 機械等保 守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 分析機器	出 納 局 総 務 事 務 集 中 課
	2 計測機器	
	3 医療機器	
	4 排水等処理設備	
	5 その他機器・設備	
8 運送・保管	1 旅客運送	
	2 貨物運送	
	3 梱包・発送	
	4 保管	
	5 その他運送・保管	
9 企画・広 告・イベント	1 広告・広報	
	2 メディア制作	
	3 デザイン企画	
	4 イベント企画運営	
	5 その他企画・広告・イベント	
10 検査・調査 研究	1 環境測定(水質)	
	2 環境測定(大気・騒音等)	
	3 アスベスト濃度測定	
	4 ダイオキシン類測定	
	5 臨床検査	
	6 理化学検査	
	7 調査研究(社会経済分野)	
	8 調査研究(自然科学分野)	
	9 その他検査・調査研究	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
11 森林整備 等	1 森林整備	農 林 水 産 部 森 林 ・ 林 業 局 森 林 整 備 課
	2 森林調査(I)	
	3 森林調査(II)	
	4 森林病虫害対策	
	5 森林測量	
12 給食	1 病院給食	出 納 局 総 務 事 務 集 中 課
	2 学校給食	
	3 栄養指導	
13 リース・レン タル	1 建物	
	2 医療機器	
	3 事務機器	
	4 自動車	
	5 基準寝具類	
	6 その他リース・レンタル	
14 美術品・文 化財保存	1 美術品保存修理	
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌等防除	
15 その他	1 相談支援	
	2 医療事務	
	3 人材派遣	
	4 速記	
	5 損害保険	
	6 旅行代理	
	7 研修業務	
	8 語学教育	
	9 防災対策	
	10 その他	